

【資料 1】

鹿児島県連合海区 漁業調整委員会資料 令和 7 年 7 月 28 日
--

【議題 1】

鹿児島県連合海区漁業調整委員会の会長及び職務代理者の選出について（協議）

鹿児島県連合海区漁業調整委員会の会長及び職務代理者の選出について

1 鹿児島県連合海区漁業調整委員会

本県の全海区の区域内における漁業に関する事項を処理することを所掌事務とする。

鹿児島海区、熊毛海区及び奄美大島海区漁業調整委員会から、各同数（3名）の委員が選出され組織し、会長及び職務代理者は、委員が互選する。

2 会長及び職務代理者の職務

(1) 会長

- ・「会務を総理し、会を代表する」（漁業法施行令第13条第1項）
- ・全国海区漁業調整委員会連合会の総会をはじめとする各種会議へ参加
- ・全国海区漁業調整委員会連合会の役員県としての業務（今年度は監事県となっているため、監査への参加等がある）

(2) 会長職務代理者

- ・「会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ委員が互選した者がその職務を代理する」（漁業法施行令第13条第2項）

3 選出方法

委員互選。

なお、会長が互選により選出できない場合、委員の中から知事が選出する。

4 任期

令和7年7月～令和11年3月31日

5 参考

H16.10～H20.3	野村 義也 氏（鹿児島海区）
H20.10～H24.3	同上
H24.10～H28.3	同上
H28.9～R3.3	甲山 博明 氏（熊毛海区）
R3.7～R6.1	同上
R6.7～R7.3	阿久根 金也 氏（鹿児島海区）

○ 漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）【抜粋】

（構成）

第 137 条 海区漁業調整委員会は、委員をもつて組織する。

2 海区漁業調整委員会に会長を置く。会長は、委員が互選する。ただし、委員が会長を互選することができないときは、都道府県知事が委員の中からこれを選任する。

（構成）

第 148 条 連合海区漁業調整委員会は、委員をもつて組織する。

2 委員は、その海区の区域内に設置された各海区漁業調整委員会の委員の中からその定めるところにより選出された各同数の委員をもつて充てる。ただし、海区漁業調整委員会の数が次項の規定による委員の定数を超える場合にあっては、各海区漁業調整委員会の委員の中から一人を選出し、その者が互選した者をもつて充てる。

4 前条第 1 項の規定により連合海区漁業調整委員会を設置した都道府県知事又は同条第 4 項の規定により連合海区漁業調整委員会を設置した海区漁業調整委員会を監督する都道府県知事は、必要があると認めるときは、第 2 項の規定により選出される委員のほか、学識経験がある者の中から、その 3 分の 2 以下の人数を限り、委員を選任することができる

（準用規定）

第 151 条 第 137 条第 2 項から第 6 項まで（中略）の規定は、連合海区漁業調整委員会に準用する。この場合において、第 137 条第 2 項ただし書及び第 5 項中「都道府県知事が」とあるのは「第 148 条第 4 項の委員の選任方法に準じて」（中略）と読み替えるものとする。

○ 漁業法施行令（昭和 25 年政令第 30 号）【抜粋】

（会長の職務）

第 13 条 漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の会長は、それぞれ、会務を総理し、会を代表する。

2 漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会について、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ委員が互選した者がその職務を代理する。

○ 鹿児島県連合海区漁業調整委員会事務規程（昭和 33 年告示第 1 号）【抜粋】
（所掌事務）

第 1 条 鹿児島県連合海区漁業調整委員会（以下「連合委員会」という。）
は、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）その他法令の定めるところにより、
全海区の区域内における漁業に関する事項を処理する。

（構成）

第 3 条 連合委員会は、委員 9 名をもつて組織する。

2 委員は、各海区漁業調整委員会の委員の中から、その定めるところに
より選出された各同数の委員をもつて充てる。

3 連合委員会に会長を置く。会長は、委員が互選する。ただし、委員が
会長を互選することができないときは、漁業法第 151 条において準用
する同法第 137 条第 2 項の規定により、知事が選任した者をもつて充
てる。

（職務権限）

第 4 条 会長は、会務を総理し、連合委員会を代表する。

2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員があらかじめ
互選した者が、定められた順序によりその職務を代理する。

鹿児島県連合海区漁業調整委員会事務規程を次のように定める。

鹿児島県連合海区漁業調整委員会事務規程

(所掌事務)

第1条 鹿児島県連合海区漁業調整委員会(以下「連合委員会」という。)は、漁業法(昭和24年法律第267号)その他法令の定めるところにより、全海区の区域内における漁業に関する事項を処理する。

(事務所の所在地)

第2条 連合委員会の事務所は、鹿児島県商工労働水産部水産振興課内に置く。

(構成)

第3条 連合委員会は、委員9名をもつて組織する。

2 委員は、各海区漁業調整委員会の委員の中から、その定めるところにより選出された各同数の委員をもつて充てる。

3 連合委員会に会長を置く。会長は、委員が互選する。ただし、委員が会長を互選することができないときは、漁業法第151条において準用する同法第137条第2項の規定により、知事が選任した者をもつて充てる。

(職務権限)

第4条 会長は、会務を総理し、連合委員会を代表する。

2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員があらかじめ互選した者が、定められた順序によりその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、各委員の属する海区漁業調整委員会の定めるところによる。

2 委員は、その任期が満了しても、後任の委員が就任するまでの間は、なおその職務を行う。

(会議)

第6条 連合委員会の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び第4条第2項の職務を代理する者がともに互選されていないか、若しくは欠けたとき、又は会長及びその職務を代理する者にともに事故があるときの会議は、知事が招集する。

2 委員の3分の1以上の者から書面で会議に附議すべき事項を示して、会議の召集の請求があつたときは、会長は、その請求のあつた日から7日以内に、会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ書面をもつて、会議に附議すべき事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、公衆の見やすい方法によつて、公示しなければならない。

第7条 連合委員会は、定員の過半数に当たる委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 連合委員会の会議は、公開する。

第8条 連合連合委員会の会議では、あらかじめ通知した事項に限つて議決するものとする。ただし、連合委員会において緊急の必要があると認めた事項については、この限りでない。

第9条 委員は、会長の許可を受けて、議題について自由に質疑し、及び意見を述べることができる。

2 前項の許可は、要求の順序によつてするものとする。

3 会長が委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わつた後会長席に復さなければならない。

第10条 委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事件については、議事に参与することができない。ただし、連合委員会の承認があつたときは、会議に出席し発言することができる。

(議事録)

第11条 会長は、会議の議事録を作成し、次の事項を記載する。

- (1) 連合委員会の日時及び場所
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 議事事項
- (4) 議決の結果
- (5) その他重要な事項

第12条 議事録は、会長及び会長の指名する出席委員2人以上がこれに署名するものとする。

第13条 議事録は、インターネットの利用その他の適切な方法により公表する。

(事務局)

第14条 連合委員会の事務を処理するため、事務局を置き、事務局に次の職員を置くものとする。

- (1) 事務局長
- (2) 次長

- (3) 参与
- (4) 書記
- 2 事務局長は、会長を補佐し、連合委員会の事務を掌理する。
- 3 次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときその職務を代理する。
- 4 事務局長は県商工労働水産部水産振興課の資源管理監を、次長は水産振興課の課長補佐及び漁業調整係長を、参与は水産振興課の技術補佐、漁業監理係長及び水産企画普及係長をもつて充てる。
- 5 書記は、会長が任免する。

(規程の改正)

第15条 この規程の改正は、連合委員会の議決により行うものとする。

(雑則)

第16条 前各条に定めるもののほか、議事の運営に関し必要な事項は、会長がその都度定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和33年9月11日から施行する。
- 2 鹿児島県連合海区漁業調整委員会事務規程(昭和25年9月5日鹿児島県連合海区漁業調整委員会議決)は、廃止する。
- 3 この規程の施行の際、書記の職にある職員は、別に辞令を發せられない限り第4条の規定による書記に任命されたものとみなす。

附 則(昭和51年鹿児島県連合海区漁業調整委員会告示第1号)

この規程は、昭和51年9月6日から施行する。

附 則(平成16年4月30日鹿児島県連合海区漁業調整委員会告示第16—1号)

この規程は、平成16年4月30日から施行する。

附 則(平成22年10月26日鹿児島県連合海区漁業調整委員会告示第22—1号)

この規程は、平成22年10月26日から施行する。

附 則(令和2年11月27日鹿児島県連合海区漁業調整委員会告示第2—1号)

この規程は、令和2年12月1日から施行する。